

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 9 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 23）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。



(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 9 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 23）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）等により、令和 6 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【処置及び手術の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1】

問 1 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則第 5 号及び第 10 部手術の通則第 12 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (2) のエに、「夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師（術者及び全ての助手をいう。）について、翌日の予定手術を行う場合は、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える」とあり、7 (3) には「緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、6 (2) のアにおける当直等を行っている者としては数えない」とあるが、7 (2) 及び 7 (3) を満たすことで、当該加算を届け出ようとする医療機関において、6 (3) の適用にあたり、どのように考えればよいか。

(答) 7 (2) 及び 7 (3) のいずれの施設基準も満たす必要があるため、7 (2) に沿って、翌日の予定手術を行う場合は、夜勤時間帯において緊急手術を行った医師について、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える。

なお、令和 6 年 3 月 31 日時点で休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の届出を行っている保険医療機関については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、7 (1)、7 (2) 又は 7 (3) のいずれかの施設基準を満たせばよい。(問 2 及び問 3 についても同様。)

問 2 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則第 5 号及び第 10 部手術の通則第 12 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (1) の交代勤務制を導入する場合、夜勤時間帯に行われる診療について、夜勤を行う医師とは別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。

問 3 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則第 5 号及び第 10 部手術の通則第 12 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (2) のチーム制を導入する場合、7 (2) のアに規定される緊急呼出し当番を担う医師とは別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。

歯科診療報酬点数表関係

【処置及び手術の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1】

問 1 歯科点数表第 2 章第 8 部処置の通則第 6 号及び第 9 部手術の通則第 9 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (2) のエに、「夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師（術者及び全ての助手をいう。）について、翌日の予定手術を行う場合は、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える」とあり、7 (3) には「緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、6 (2) のアにおける当直等を行っている者としては数えない」とあるが、7 (2) 及び 7 (3) を満たすことで、当該加算を届け出ようとする医療機関において、6 (3) の適用にあたり、どのように考えればよいか。

(答) 7 (2) 及び 7 (3) のいずれの施設基準も満たす必要があるため、7 (2) に沿って、翌日の予定手術を行う場合は、夜勤時間帯において緊急手術を行った歯科医師について、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える。

なお、令和 6 年 3 月 31 日時点で休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の届出を行っている保険医療機関については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、7 (1)、7 (2) 又は 7 (3) のいずれかの施設基準を満たせばよい。(問 2 及び問 3 についても同様。)

問 2 歯科点数表第 2 章第 8 部処置の通則第 6 号及び第 9 部手術の通則第 9 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (1) の交代勤務制を導入する場合、夜勤時間帯に行われる診療について、夜勤を行う歯科医師は別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う歯科医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。

問 3 歯科点数表第 2 章第 8 部処置の通則第 6 号及び第 9 部手術の通則第 9 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (2) のチーム制を導入する場合、7 (2) のアに規定される緊急呼出し当番を担う歯科医師とは別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う歯科医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。